

(参考様式 8 - 3)

介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 2 項及びさぬき市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定に関する要綱第 3 条第 3 項各号に該当しない旨の誓約書 (介護予防・日常生活支援総合事業)

年 月 日

(宛先) さぬき市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者名

申請者及びその役員が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 2 項)

申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるとき。

(さぬき市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定に関する要綱第 3 条第 3 項)

3 市長は、第 1 項の規定による申請を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、法第 115 条の 45 の 5 第 2 項の規定に基づきさぬき市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱(平成 28 年さぬき市告示第 25 号)で定める基準に従って適正に第 1 号事業を行うことができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。)で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、労働に関する法律の規定であって施行令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消し

が、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合を除く。

- (9) 申請者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 5 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第 115 条の 45 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第 6 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (11) 第 9 号に規定する期間内に第 5 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等又は第 1 号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団関係者(同条第 6 号の暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第 1 号の暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)であるとき。
- (14) 申請者の役員等のうちに第 3 号から第 7 号まで又は第 9 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。